

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 泉観光バス (法人番号: 9060001017582) 代表者 柴寄 勝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県栃木市平柳町1-2-30 (本社営業所) 栃木県栃木市城内町2-51-38
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月6日及び令和6年11月20日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	玉里観光バス 株式会社 (法人番号: 9050001011669) 代表者 鈴木 鉦紀
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県小美玉市上玉里1583-7 (本社営業所) 茨城県小美玉市上玉里1583-7
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月28日及び令和6年10月29日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 金成物流 (法人番号: 8050001023087) 代表者 金成 勝彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県日立市川尻町1-34-22 (本社営業所) 茨城県日立市川尻町1-34-22
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和6年11月22日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 輸送の安全にかかわる情報の公表及び報告義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第47条の7第一項)、(2) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 三協交通 (法人番号: 9011802021331) 代表者 鈴木 秀雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都葛飾区宝町2-17-9 (本社営業所) 東京都葛飾区宝町2-17-9
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年9月18日及び令和6年9月30日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	高村撮影交通株式会社（法人番号：2010902024069） 代表者 高村 聡
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区玉堤2-2-13 (本社営業所) 東京都世田谷区玉堤2-7-17-2F
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月10日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行管理補助者の届出義務違反(運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	水郷観光 有限会社 (法人番号: 7040002086936) 代表者 大原 一真
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県香取市大倉丁子427-2 (本社営業所) 千葉県香取市大倉丁子427-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	令和6年10月16日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 小柏商事 (法人番号: 7070002017310) 代表者 小柏 秀博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県藤岡市立石689-2 (柏光バス営業所) 群馬県藤岡市立石689-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月9日及び令和6年8月19日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第6項)、(2)乗務員等台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	埼玉中央観光バス株式会社（法人番号：6030001069852） 代表者 持田 雄一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 埼玉県坂戸市三光町50-13 （毛呂山営業所） 埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林128-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年4月26日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1) 疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)